

公益財団法人 島津科学技術振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人島津科学技術振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、科学技術に関し、研究開発の助成及び振興に関する事業を行い、我が国産業の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術に関する研究開発の助成
- (2) 科学技術の普及啓発
- (3) 科学技術に関する研究において著しい成果をあげた功労者の表彰
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後の寄付金品
- (3) 財産運用収益
- (4) 事業にともなう収益
- (5) その他の収益

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において特定資産又は運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 特定資産は、この法人が特定の目的のために保有する財産で、その取り扱いについては理事会で別に定め

[定款]

るところによる。

4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は、その運用収益を公益目的事業費及び管理費に充てるべきもので、適正な維持及び管理に努め、原則としてこれを処分し又は担保に提供してはならない。

2 前項にかかわらず、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の3分の2以上の決議により承認を得た後、その一部に限り、これを処分して公益目的事業を実施するための事業費又は管理費に充て、あるいは一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分)

第9条 特定資産への繰り入れ及び特定資産の取り崩しは、理事会の決議を経て行う。

(財産の管理及び運用)

第10条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長及び理事長の命を受けて専務理事又は常務理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

[定款]

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる出席理事の3分の2以上の決議の後、評議員会の議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第12条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 機関

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員8名以上16名以内を置く。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条

[定款]

第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合評議員会において議決する前にその評議員に意見を陳述する機会を与えるものとし、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議に基づいて行うものとする。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(職務及び権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第19条 評議員に対して、各年度の総額が2百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第2節 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (5) 定款の変更
 - (6) 各事業年度の事業報告及びその附属明細書の承認
 - (7) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにその附属明細書の承認
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (10) 役員及び評議員の損害賠償責任の免除
 - (11) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款に定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

[定款]

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、随時開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出するものとする。

(定足数)

第26条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席で成立する。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事及び評議員の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 長期借入金の承認
 - (6) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 第一項の規定にかかわらず、「法人法」第198条において準用する同第111条第1項の役員及び評議員の損害賠償責任の全額免除は、総評議員の合意をもって行わなければならない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

[定款]

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名及び議長が、これに記名押印する。

第3節 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事又は常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事又は常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事又は常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び、専務理事又は常務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員の前補欠の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第31条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

[定款]

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第37条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で定める。

(顧問)

第38条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事又は常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事又は常務理事が議長の職務を代行する。

[定款]

(定足数)

第44条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席で成立する。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5節 選考委員会

(選考委員会)

第49条 この法人に、第4条に掲げる助成対象候補及び功労者表彰（島津賞）候補を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、選考委員をもって構成する。

3 選考委員は、この法人の助成・表彰分野の学識経験者の中から、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

4 選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業及び第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法を含めて、変更することができる。ただし、第52条に規定する公益認定の取り消し等に伴う贈与については変更することができない。

(解散)

第51条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益

[定款]

財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は「認定法」第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人等に贈与するものとする。

第6章 公告

(公告)

第54条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第7章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 「整備法」第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長及び専務理事は、第32条の規定にかかわらず、次の通りとする。

理事長 岡本道雄

専務理事 吉田多見男